

学童保育の障害児受け入れ制度の充実をめざす要求書

<要 求 項 目>

1.市が責任を持って障害児を受け入れる制度にしてください。

- ① 学童保育を必要としている家庭の障害児がいつでも入所できるように、障害児専任職員を常勤職員と同じ待遇で増員できるようにしてください。
- ② マンツーマンの対応が必要な障害児の受け入れのため、もう一人増員できる補助を新設してください。
- ③ 一人一人の障害児への支援のための、指導員の具体的対応を学ぶために、専門家による訪問アドバイスを、入所時から定期的に市の責任で実施してください。
- ④ 障害児受け入れ加算補助を、受入に必要な備品・設備の改修にも使えるよう用途を拡大しまた、学校への送迎が必要な障害児のための国の制度を、横浜でも活用してください。

2. 障害児受け入れ加算を市の責任で、増額してください。

名 前	住 所

*この個人情報は他に使用されることはありません。

学童保育の障害児受け入れ制度の 充実をめざす要求署名に、ご協力ください。

<要 求 理 由>

横浜の学童保育には、現在、個別支援級、普通級、特別支援学校在籍の障害を持つ児童が、市全体で200名以上在籍し(組合で毎年調査)、加配制度による障害児対応の研修を受けた専任職員をそれぞれのクラブで配置しています。障害児専任職員の配置によって、障害児の成長・発達を支援することができるだけでなく、子どもたちが助け合い励まし合い、一人一人違っていいんだということを共に暮らす中で自然に学んでいくことができます。

障害児加算補助は国の補助制度に基づき、1単位(児童20人~40人)当たり、受入推進加算として、障害児が1人でも入所していれば、受入職員1人分として、人件費196万円(年額)が、さらに3人以上入所があれば、推進強化加算として、もう1人の障害児専任職員の人件費(同額)が加算されています。

しかし、専任職員配置といっても、社会保険料の事業主負担分を引くと常勤で働いてもらうには少なすぎる金額で、待遇は補助指導員となります。いつでも受け入れできる体制にするには、常勤の支援員と同等の待遇で配置できるよう、国の補助金に、市の加算も加えて、改善する必要があります。

また、多くのクラブが学校からの通所が困難な障害児のために、学校への迎えに取り組んでいます。施設の問題についても、受け入れ促進事業として国が取り組んでいる施設の改修、備品の整備に使える補助金の導入を早急に取り組んでほしいのです。トイレの改修やクールダウンのためのスペースを作るなど、適切な環境づくりに繋がります。すべての子どもたちに安心してのびのびと過ごせる放課後を保障するために、制度の改善と充実を要求します。

締め切り11月末日

取り扱い団体:横浜市従業員労働組合 学童保育指導員支部

連絡先:横浜市西区宮崎町25 ☎045-241-0005